

○沿岸漁業改善資金の貸付基準について

昭和54年10月27日

富山県告示第1264号

改正 昭和55年11月13日告示第1190号

昭和59年11月27日告示第1074号

昭和60年10月31日告示第1082号

昭和61年10月3日告示第1524号

昭和62年6月23日告示第569号

平成5年12月17日告示第884号

平成18年3月22日告示第170号

平成21年3月31日告示第193号

平成24年3月23日告示第130号

令和4年3月30日告示第137号

沿岸漁業改善資金の貸付基準について

富山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年富山県規則第41号。以下「規則」という。）

に基づき、沿岸漁業改善資金の貸付基準を次のように定める。

第1 沿岸漁業改善資金の種類ごとの借受資格者

沿岸漁業改善資金の種類		借受資格者
1 経営等 改善資金	(1) 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁
	(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金	業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組
	(3) 補機関等駆動機器等設置資金	合、沿岸漁業を営む協業体、沿岸漁業を営
	(4) 燃料油消費節減機器等設置資金	む会社でその常時使用する従業員の数が
	(5) 新養殖技術導入資金	20人以下であるもの並びに規則第5条第
	(6) 資源管理型漁業推進資金	1項第4号及び第5号に掲げる者
	(7) 環境対応型養殖業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁 業生産組合、沿岸漁業を営み、又は沿岸漁 業を営む者を組合員とする漁業協同組合、 沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を 構成員とする協業体、沿岸漁業を営む会社 で常時使用する従業員の数が20人以下で あるもの並びに規則第5条第1項第4号

		及び第5号に掲げる者	
	(8) 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体及び沿岸漁業を営む会社でその常時使用する従業員の数が20人以下であるもの	
	(9) 救命消防設備購入資金		
	(10) 漁船転覆防止機器等設置資金		
	(11) 漁船衝突防止機器等購入資金		
	(12) 漁具損壊防止機器等購入資金		
2 生活改善資金	(1) 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者	
	(2) 住居利用方式改善資金		
	(3) 婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体	
3 青年漁業者等養成確保資金	(1) 研修教育資金	青年漁業者（おおむね15歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。）、漁業労働に従事する者（おおむね15歳以上50歳未満の者に限る。以下同じ。）、その他の漁業を担うべき者（青年漁業者及び漁業労働に従事する者以外の者）及び沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者	
	(2) 高度経営技術習得資金		青年漁業者の組織する団体
	(3) 漁業経営開始資金		

第2 沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書及び貸付申請書の提出期日並びに沿岸漁業改善資金の貸付資格認定及び貸付決定期日

区分	沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書及び貸付申請書の提出期日	沿岸漁業改善資金の貸付資格認定及び貸付決定期日
第1回	4月末日	5月末日
第2回	7月末日	8月末日
第3回	10月末日	11月末日
第4回	1月末日	2月末日

改正文（令和4年告示第137号）抄
令和4年4月1日から施行する。